

令和7年度第3回瀬戸市環境衛生審議会

日時：令和8年2月24日（火）
午後2時から
場所：瀬戸市役所東庁舎1階
103会議室・104会議室

次第

1 開会

2 議事

<報告事項>

- (1) 令和7年度燃えるごみ・燃えないごみ組成調査の結果について
- (2) 令和9年度以降のごみ・資源物収集体制について

<協議事項>

- (1) 資源物指定袋の条例化に向けた検討について
- (2) 令和8年度瀬戸市一般廃棄物処理実施計画（案）について

3 その他

4 閉会

1 調査目的

家庭から排出される「燃えるごみ」の組成を分析することによって、市域内におけるごみ排出の現状を把握するもの。

2 調査対象地区

市域内における地域特性を踏まえた燃えるごみ排出傾向を分析するため、4つの地域種別（旧市街地・農業地域・新興住宅地・大型集合住宅）に対応する次の4地区を調査対象地区とした。

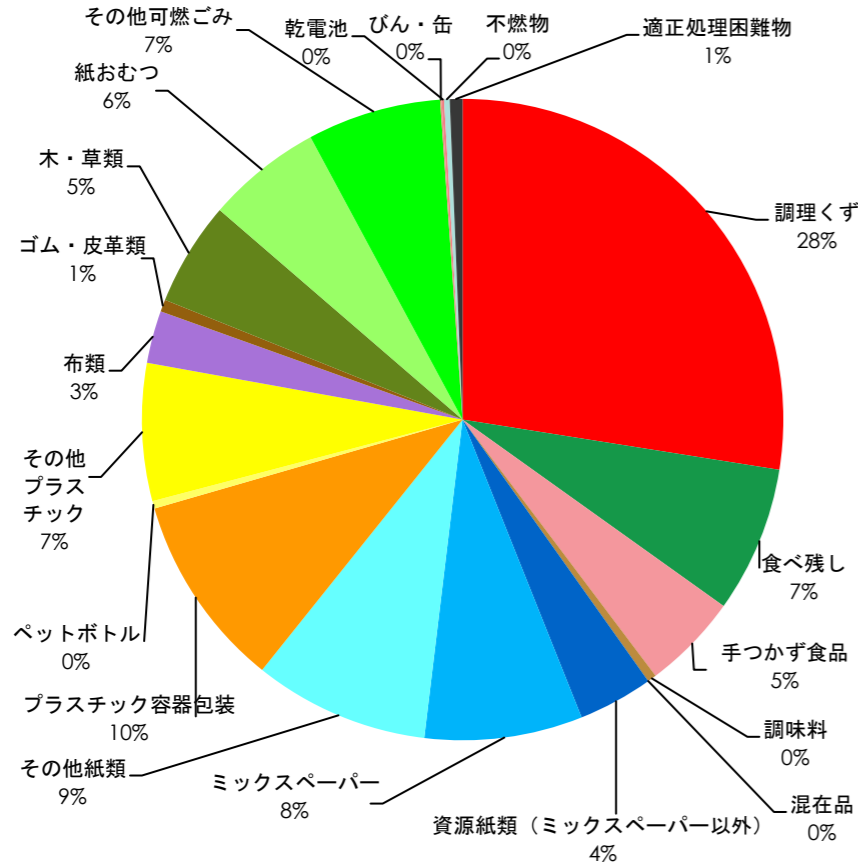
地域種別	調査対象地区
旧市街地	深川連区
農業地域	水野連区
新興住宅地	みずの坂
大型集合住宅	道泉連区

3 調査の概要

調査対象区ごとに20袋の燃えるごみを抽出した。抽出されたごみ袋からごみを取り出し、後述の小分類表に従い各項目の重量をkg単位で計量し、軽量した結果から組成分類率を算出した。

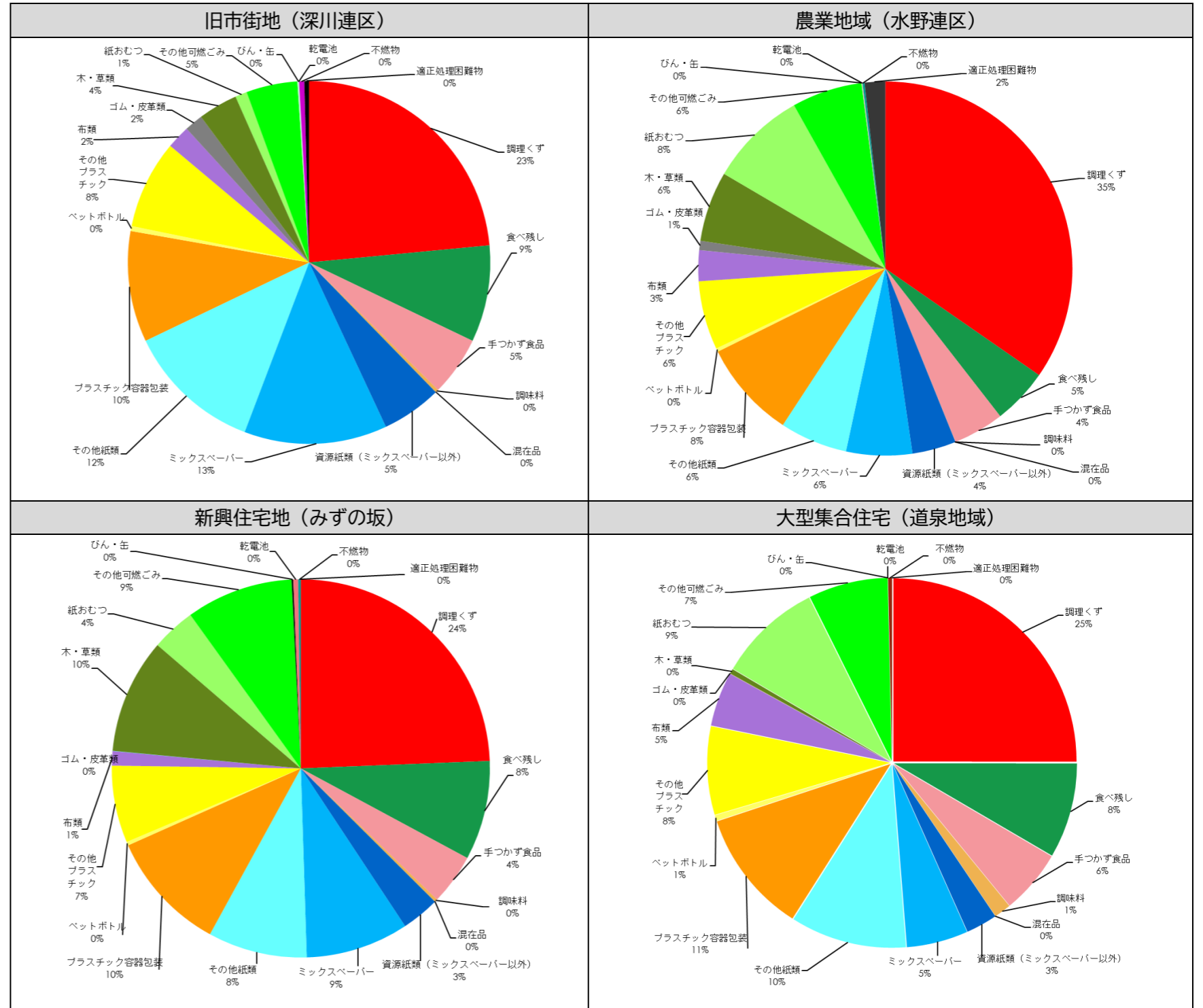
4 調査結果

4つの調査対象地区を総合した調査結果は次のとおり。



5 調査対象地区ごとの調査結果

各調査対象地区における調査結果は次のとおり。



6 調査所見

全ての調査対象地区において、①食品ロス（調理くず・食べ残し・手つかず食品）、②資源物である紙類（資源紙類・ミックスペーパー）及び③プラスチック製品（プラスチック製容器包装・ペットボトル）がごみ減量に効果的な項目である。これらの品目をごみではなく資源物として排出していただけるよう、広報誌やSNS等を通じて適正分別の啓発を継続するほか、分別に伴う負担感を軽減することができるよう排出環境の充実等について検討を進める必要がある。

7 (参考) 燃えるごみ組成調査における小分類表

No.	大分類	中分類	小分類	備考
1	生ごみ	調理くず	調理くず	野菜、果物の皮など
2		食べ残し	食べ残し	開封・調理済みの残飯
3		手つかず食品	賞味(消費)期限前	未開封の食品、食材のうち賞味(消費)期限前のもの
4			賞味(消費)期限後	未開封の食品、食材のうち賞味(消費)期限が過ぎたもの
5			賞味期限なし・不明	未開封の食品、食材のうち賞味(消費)期限の表示がない野菜や期限がわからないもの
6		調味料	調味料	中身が入っているしょうゆ、ソースなど
7		混在品(仕分け不可)	混在品(仕分け不可)	水きりネットに生ごみが混在しているもの
1	紙類	資源紙類 (ミックスペーパー以外)	新聞紙	新聞(折込広告も含む)
2			飲料用紙パック	牛乳、ジュースの紙パック(アルミ箔がついたものはミックスペーパー)
3			段ボール	
4			雑誌・書籍	雑誌、本、フリーペーパー
5		ミックスペーパー	ミックスペーパー	新聞紙、雑誌類、紙パック、ダンボールを除いた紙類
6		その他紙類	その他紙類	汚れた紙類、ティッシュ
1	プラスチック類	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	プラスチック製の器やビニール製の包装
2			白色トレイ	
3			その他トレイ	
4		ペットボトル	ペットボトル	飲料・食品用のもの
5		その他プラスチック	レジ袋	スーパーの袋・可燃ごみ袋
6			食品系	フォーク、スプーン、食器など
7			生活系	ハンガー、くし、文具など
8			おもちゃ	プラスチック製おもちゃ
9			その他	上記以外

No.	大分類	中分類	小分類	備考
1	その他可燃ごみ	布類	布類	古着、古きれなどの繊維類
2		ゴム・皮革類	ゴム・皮革類	ゴムマット・皮製のかばん
3		木・草類	木・草類	
4		紙おむつ	紙おむつ	
5		その他可燃ごみ	その他可燃ごみ	タバコ、薬、乾燥剤、マスクなど
1	びん・缶	びん・缶	リターナブルびん	一升瓶、ビール瓶
2			空きびん	飲料用の空きびん
3			アルミ缶	飲料用のアルミ缶
4			スチール缶	飲料用のスチール缶
5			スプレー缶	
6			その他のびん・缶	化粧びん、上記に該当しないびん・缶
1	乾電池	乾電池	乾電池	一次電池、二次電池、ボタン電池
1	不燃物	不燃物	金属類	釘、アルミホイル、びん・缶の蓋
2			金属製調理器具	鍋、フライパン
3			ガラス類	コップ
4			陶器類	茶碗、お皿
5			蛍光灯類	
6			小型家電類	
7			電気ケーブル類	携帯電話、電気シェーバーなど
8			小型充電式電池内蔵製品	
9			その他不燃物	
1	適正処理困難物	適正処理困難物	適正処理困難物	レンガ、コンクリートブロックなど

1 調査目的

家庭から排出される「燃えないごみ」の組成を分析することによって、市域内におけるごみ排出の現状を把握するもの。

2 調査対象地区

市域内における地域特性を踏まえた燃えるごみ排出傾向を分析するため、5つの地域種別（旧市街地・農業地域・新興住宅地・大型集合住宅・県営住宅）に対応する次の5地区を調査対象地区とした。

地域種別	調査対象地区
旧市街地	深川連区
農業地域	水野連区
新興住宅地	みずの坂
大型集合住宅	道泉連区
県営住宅	原山台連区

3 調査の概要

調査対象区ごとに20袋の燃えないごみを抽出した。抽出されたごみ袋からごみを取り出し、下記分類表に従い各項目の重量をkg単位で計量し、軽量した結果から組成分類比率を算出した。

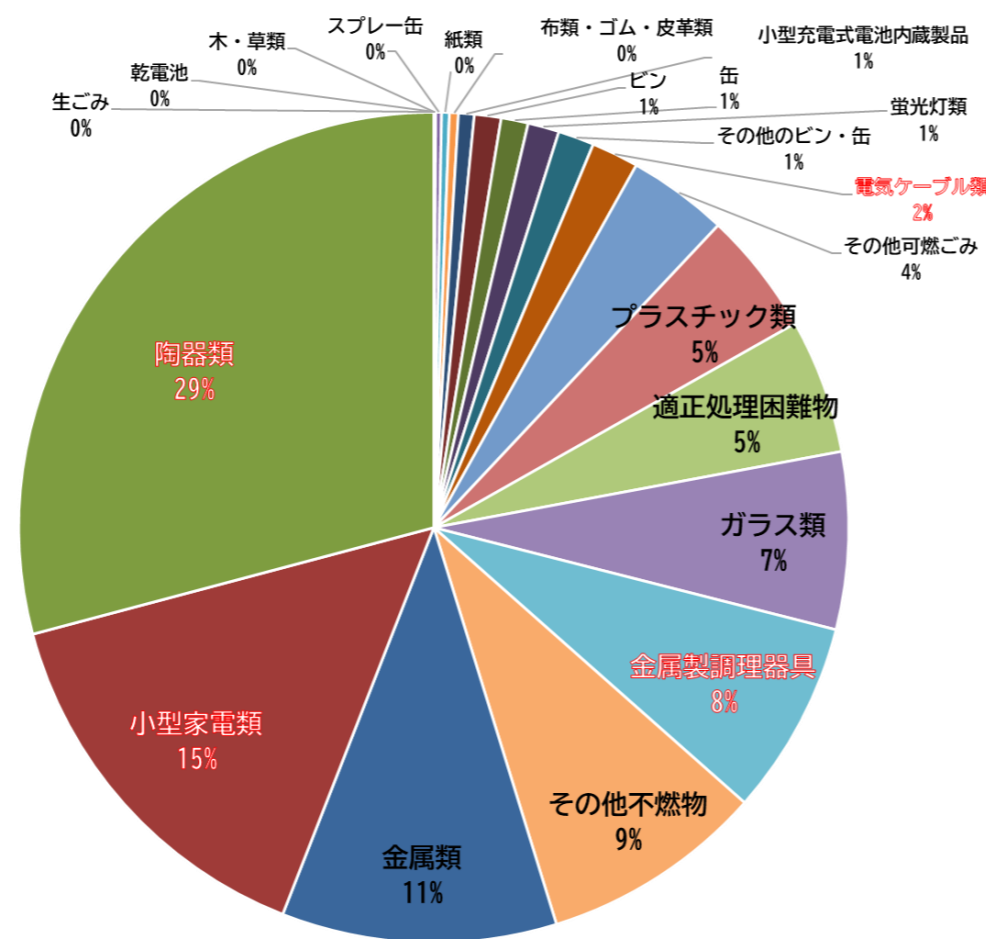
大分類	小分類
生ごみ	生ごみ
紙類	紙類
プラスチック類	プラスチック類
その他可燃ごみ	布類・ゴム・皮革類
	木・草類
	その他可燃ごみ
びん・缶	びん
	缶
	スプレー缶
	その他のびん・缶
乾電池	乾電池
不燃物	金属類
	金属製調理器具
	ガラス類
	陶器類
	蛍光灯類
	小型家電類
	電気ケーブル類
	小型充電式電池内蔵製品
その他不燃物	
適正処理困難物	適正処理困難物

4 調査結果

各調査対象地区における調査結果は次のとおり。（ごみ減量に効果的な要素や、大きな割合を占める要素は赤字で記載。）

大分類	小分類	重量比較 (kg)					組成分類比較 (%)						
		旧市街地	農業地域	新興住宅地	大型集合住宅	県営住宅	合計	旧市街地	農業地域	新興住宅地	大型集合住宅	県営住宅	合計
生ごみ	生ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
紙類	紙類	0.08	0.94	0.00	0.72	0.25	1.99	0.05	0.75	0.00	0.71	0.19	0.30
プラスチック類	プラスチック類	2.85	8.18	11.86	4.52	4.28	31.69	1.77	6.51	8.38	4.46	3.27	4.80
その他可燃ごみ	布類・ゴム・皮革類	0.00	0.20	0.33	0.33	1.42	2.28	0.00	0.16	0.23	0.33	1.09	0.35
	木・草類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他可燃ごみ	10.17	3.71	5.97	2.21	3.70	25.76	6.33	2.95	4.22	2.18	2.83	3.90
びん・缶	びん	0.81	1.28	1.03	2.62	1.12	6.86	0.50	1.02	0.73	2.59	0.86	1.04
	缶	1.74	0.47	4.10	0.36	0.28	6.95	1.08	0.37	2.90	0.36	0.21	1.05
	スプレー缶	0.57	0.00	0.26	0.27	0.40	1.50	0.35	0.00	0.18	0.27	0.31	0.23
	その他のびん・缶	1.80	4.07	1.19	1.59	0.63	9.28	1.12	3.24	0.84	1.57	0.48	1.41
乾電池	乾電池	0.24	0.00	0.14	0.00	0.10	0.48	0.15	0.00	0.10	0.00	0.08	0.07
不燃物	金属類	29.02	7.26	12.55	11.68	10.17	70.68	18.07	5.78	8.87	11.53	7.78	10.71
	金属製調理器具	15.81	6.90	9.62	14.35	3.28	49.96	9.84	5.49	6.80	14.17	2.51	7.57
	ガラス類	20.30	7.26	7.00	5.54	5.39	45.49	12.64	5.78	4.95	5.47	4.12	6.89
	陶器類	43.35	35.76	41.83	22.66	48.62	192.22	26.99	28.46	29.56	22.37	37.19	29.13
	蛍光灯類	1.06	1.65	1.22	3.26	0.86	8.05	0.66	1.31	0.86	3.22	0.66	1.22
	小型家電類	16.06	21.45	25.25	16.86	18.92	98.54	10.00	17.07	17.84	16.65	14.47	14.93
	電気ケーブル類	3.59	1.94	4.25	1.39	0.94	12.11	2.24	1.54	3.00	1.37	0.72	1.84
	小型充電式電池内蔵製品	2.04	0.00	0.76	0.99	0.26	4.05	1.27	0.00	0.54	0.98	0.20	0.61
その他不燃物	9.04	15.94	4.48	4.53	23.38	57.37	5.63	12.69	3.17	4.47	17.88	8.69	
適正処理困難物	適正処理困難物	2.09	8.64	9.69	7.40	6.75	34.57	1.30	6.88	6.85	7.31	5.16	5.24
合計		160.62	125.65	141.53	101.28	130.75	659.83	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

5つの調査対象地区を総合した調査結果は次のとおり。



5 調査所感

●排出品目の特徴

- ・分別することで燃えるごみと燃えないごみに分けられるごみが混入している。
- ・金属製調理器具や小型家電類・電気ケーブル類といった資源物が燃えないごみとして廃棄されている。**廃棄ではなくリサイクルに繋がる啓発が必要。**
- ・使用上問題がないと思われる陶器類が廃棄されている。**廃棄ではなくリユースに繋がる啓発が必要。**

●排出ルール周知啓発の必要性

- ・燃えるごみとして収集できない可燃の長尺物が、燃えないごみとして排出されることがある。
- ・粗大ごみとして排出するべき掃除機や扇風機などを分解して排出されることがある。本来粗大ごみとして排出するべきものを、分解して燃えないごみとして排出することは収集不可であるため排出ルールの周知が必要。
- ・充電式電池内蔵製品が混入しているケースが散見される。**発火性危険物の排出方法についてさらなる周知が必要。**（排出世帯には啓発チラシを投函。）

●適正排出によるごみ減量効果

- ・令和6年度における燃えないごみの収集量（市収集分のみ）が577tであることを踏まえると、燃えないごみ中に含まれる資源物（約25%）を**適正排出することによるごみ減量効果は約△144t（約△3g/日・人）**と見込むことができる。

令和 9 年度以降の一般廃棄物(ごみ)等の収集運搬体制について

1 概要

本市の可燃ごみ及び資源物の収集運搬について、現契約は令和 8 年度末までであり、令和 9 年度から 13 年度までの 5 年を期間とした新たな委託契約を締結する必要がある。このため、令和 8 年 3 月定例会における令和 8 年度当初予算案で、次期契約に関する予算案(債務負担行為)を上程、議決後の令和 8 年度上半期中に、事業者選定を行う予定である。

他方、プラスチック製容器包装(以下「容プラ」という。)の収集頻度増加などの市民ニーズ充足が必要であるが、昨今の厳しい財政事情を鑑み、収集体制の抜本的な見直し等によって、できる限りの歳出削減に取り組む必要がある。

その結果、以下のとおり収集体制の変更を予定しており、市民生活に大きな影響が見込まれるため、予算審議に先立ち内容について報告・共有するものである。

2 見直し内容

廃棄物等収集運搬業務委託の見直しの概略、収集体制の再編内容は次のとおり。
なお、容プラは可燃ごみと同時に収集することとし、「週 2 回体制」とする。

【現行契約：令和 4 年度から令和 8 年度末まで】

委託	内容
A	【可燃】可燃ごみ収集運搬業務委託(その 1)
B	【可燃】可燃ごみ収集運搬業務委託(その 2)
C	【可燃】可燃ごみ収集運搬業務委託(その 3)
D	【容プラ】プラスチック製容器包装収集運搬業務委託(その 1) ※単年度契約
E	【容プラ】プラスチック製容器包装収集運搬業務委託(その 2) ※単年度契約
F	【資源】紙類・古布収集運搬業務委託(その 1)
G	【資源】紙類・古布収集運搬業務委託(その 2)
H	【資源】びん・缶・ペットボトル収集運搬業務委託

【次期契約(再編想定)：令和 9 年度から令和 13 年度まで】

委託	内容
A	【可燃・容プラ】可燃ごみ及びプラスチック製容器包装(その 1)
B	【可燃・容プラ】可燃ごみ及びプラスチック製容器包装(その 2)
C	【資源】びん・缶・ペットボトル・紙類・古布(その 1)
D	【資源】びん・缶・ペットボトル・紙類・古布(その 2)
※【資源(C・D)】は調整中。～R8 同様の委託分類(紙・びん)の可能性あり。	

【主な変更点】

- 可燃ごみと容プラを同日・同じ場所で収集。(容プラの排出場所は現在の資源物集積所から可燃ごみ集積所へ変更。)
 - 容プラは、現在の月 2 回収集から令和 9 年度以降は可燃ごみと同じく月 8 回に増加。
 - 可燃ごみと容プラは、原則、同時に収集できない。午前に可燃ごみ、午後に容プラを収集する体制となることを想定。(当日 8 時 30 分までの排出は変わらない。)
- ※ 可燃ごみ集積所に新たに容プラが排出されることとなるが、現在の資源物集積所(概ね 50 世帯に 1 カ所)に比べて可燃ごみ集積所(概ね 10 世帯に 1 カ所)が多いこと、収集頻度が 4 倍になることから、一度に多量の容プラが排出される可能性は低いことを想定している。

3 スケジュール

今後の市民周知等に関するスケジュールは以下のとおり。広報等における周知はもちろん、自治会と密な連携をとって市民周知を図っていく。

予定	令和 7 年度	令和 8 年度				令和 9 年度
	～ 3 月	4 月～ 6 月	7 月～ 9 月	10 月～ 12 月	1 月～ 3 月	4 月～
市議会	★会派説明 ★予算審議 (※債務負担)					★予算審議 (当初予算)
市民周知	★自治会役員調整	★自治定例会報告	★自治会、町内会経由での周知依頼	★広報せと(紙面周知・収集方法変更)	★広報せと(折込み・収集方法の変更と出し方)	★衛生委員との連携によって引き続き周知
事業者選定	★事業者通知	★プロポーザル実施、事業者決定	委託準備期間	→		★次期委託開始(収集再編)
委託内容	★現行契約	→				★次期契約開始(収集再編)

1 背景

ごみ減量を進める手段の一つとして資源物の分別促進が挙げられる中、現行資源物指定袋は条例化しておらず市場価格で流通している。資源物指定袋の流通価格調査の結果（下表）、市指定燃えるごみ袋よりも高い価格で資源物指定袋が流通していることが明らかとなり、市民の分別行動阻害要因の一つとなっている。

種別	容量	平均価格（税込）	一枚当たり単価（税込）
資源物指定袋（大）	45L	198 円	19.8 円
資源物指定袋（小）	30L	185 円	18.5 円

2 目的

市指定燃えるごみ袋よりも高い価格で流通している資源物指定袋の流通価格を制御し、より安価な価格で流通させることにより市民の分別行動を促進する。

また、プラスチック製容器包装の資源化を促進することにより燃えるごみ中に混入している廃プラスチック類を減量し、焼却処理に伴うCO₂の排出を削減する。

3 結果

令和7年度第2回環境衛生審議会での協議を踏まえ、資源物指定袋の仕様及びごみ処理手数料について次のとおりとする。

種別	容量	ごみ処理手数料（1枚当たり）	形状	厚み	色	材質
資源物指定袋（大）	45L	18 円	取手付袋 タイプ	0.03 mm	半透明・白色	低密度ポリエチレン
資源物指定袋（小）	30L	16 円				

※ 現行資源物指定袋の仕様で定められた含有物である「活性フェロキサイド」についてはダイオキシンの発生抑制等環境負荷低減を目的に添加されているものであるが、現焼却施設においてダイオキシンの発生について考慮する必要性がないことから添加不要とする。（同焼却施設を使用する尾張旭市・長久手市の指定袋についても「活性フェロキサイド」は添加されていない。）

4 今後のスケジュール

項目	R7				R8				R9			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
環境衛生審議会 (●印は開催予定)			● ●	●			● ●	●			● ●	●
収集体制	現行契約 →								次期契約 →			
条例改正			議案提出 ★ ★	議決							条例施行開始	
新資源物指定袋の調達				一般競争入札			本契約 ★		順次納品 →			
流通管理業務委託			変更契約協議					★	変更契約	販売店での流通開始 →		
広報関係			関係機関説明				市民説明会 取扱店説明会					

参考 ごみ処理手数料の設定根拠

プラスチック製容器包装の収集頻度が現行の月2回から週2回に変更となることを前提に、資源物指定袋の調達数量と資源物指定袋の条例化に伴う歳入・歳出想定を次のとおり見込む。資源物指定袋の条例化に伴う財政負担が新たに生じない範囲でごみ処理手数料を設定した。

(1) 調達数量

種別	調達数量（見込み）
資源物指定袋（大）	1,528,000 枚
資源物指定袋（小）	212,000 枚

(2) 歳出想定

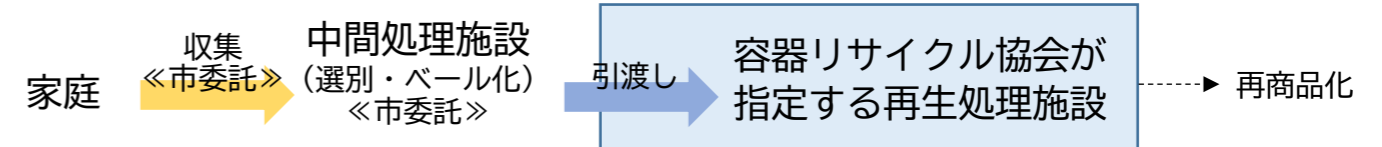
項目	資源物指定袋 調達費用	資源物指定袋 流通管理等業務委託	資源物指定袋 取扱手数料（16%）	合計
執行見込額	20,848,960 円	4,745,255 円	4,943,360 円	30,537,575 円

(3) 歳入想定

種別	想定数量	ごみ処理手数料	小計	合計
資源物指定袋（大）	1,528,000 枚	18 円	27,504,000 円	30,896,000 円
資源物指定袋（小）	212,000 枚	16 円	3,392,000 円	

参考 プラスチック製容器包装の資源化に伴う処理コスト

(1) 本市におけるプラスチック製容器包装の経路概要



(2) プラスチック製容器包装の収集量

年度	想定収集数量	収集実績	引渡し実績	引渡し率	備考
R5	898,000 kg	788,370 kg	693,940 kg	88.02%	
R6	892,000 kg	763,470 kg	669,750 kg	87.72%	
R7	700,000 kg	594,953 kg	504,790 kg	84.85%	R7.4月～R8.1月実績
R8	700,000 kg	-	-	-	

※ 令和9年度以降は収集体制の変更に伴うプラスチック製容器包装の排出環境の向上により、排出量増加が見込まれる。

(3) プラスチック製容器包装に係る処理コスト（令和6年度決算より）

区分	費用	備考
収集運搬	33,316,800 円	
選別・バール化	31,073,229 円	収集量×単価
容器リサイクル協会負担金	415,276 円	プラスチック製容器包装に係る負担金に限る
合計	64,805,305 円	

令和6年度におけるプラスチック製容器包装の収集量が約763tであった一方、燃えるごみ中には約2,100tのプラスチック製容器包装が混在した状態であることが令和6年度燃えるごみ組成調査における組成比率から推定することができる。

収集体制の変更や資源物指定袋の条例化に伴う排出環境の向上に伴い、プラスチック製容器包装の収集量が1.5倍の約1,100tに増加した場合、プラスチック製容器包装の資源化に伴うコストは約2,000万円増額した約8,500万円となることを想定している。

○瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和47年3月31日

条例第9号

(昭52条例32・題名改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、法令に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平22条例33・一部改正)

(定義)

第1条の2 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業系ごみ 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 家庭系ごみ 事業系ごみ以外の一般廃棄物(し尿を除く。)をいう。
- (3) 粗大ごみ 家庭系ごみのうち、その大きさが第4条の3第1項に規定するごみ袋に入らないものであって、規則で定めるものをいう。
- (4) 資源物 家庭系ごみのうち、第3条の計画に定める資源物をいう。

(令4条例9・追加)

(事業者の責務)

第2条 事業者は、事業系ごみを自らの責任において適正に処理しなければならない。

(令4条例9・一部改正)

(一般廃棄物の処理計画)

第3条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理について、

一定の計画を定め、毎年度の初めに告示する。

2 前項の計画に重要な変更を生じた場合には、その都度告示する。

(令4条例9・一部改正)

(市民の協力義務)

第4条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、廃棄物の排出を抑制し、再生利用を図り、及び廃棄物を必ず分別して排出するほか、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(平22条例33・令4条例9・一部改正)

(事業系ごみの排出)

第4条の2 事業者は、事業系ごみを生活環境の保全上支障が生じないよう自ら運搬し、若しくは処分し、又は法第7条第1項に規定する許可を受けた者に運搬させなければならない。

(令4条例9・追加)

(家庭系ごみの排出)

第4条の3 市長は、家庭系ごみの排出の袋として、燃えるごみ及び燃えないごみについてはごみ袋を、資源物のうちプラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパー(新聞紙、雑誌類、紙パック、段ボール及び汚れた紙類を除く紙類をいう。以下同じ。)については、資源回収袋を指定するものとする。

2 土地又は建物の占有者は、家庭系ごみ(粗大ごみを除く。)の排出の際、燃えるごみ及び燃えないごみについては、それぞれを分別して前項のごみ袋(以下「市指定 ごみ袋」という。)により、資源物のうちプラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパーについては、それぞれを分別して前項の資源回収袋 (以下「市指定資源物袋」という。) により

排出しなければならない。

- 3 土地又は建物の占有者は、粗大ごみの排出の際には、排出しようとする粗大ごみに粗大ごみ処理券を貼付し、排出しなければならない。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、市指定ごみ袋もしくは市指定資源物袋の代用となる袋を定めることができ、当該袋による家庭系ごみ及び資源物の排出を認めることができる。

(令4条例9・追加)

(収集又は運搬の禁止等)

第4条の4 第3条に規定する計画で定める所定の場所に置かれた家庭系ごみは、市長及び市長が指定する者以外の者が収集し、又は運搬してはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反して、収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(平22条例33・追加、令4条例9・旧第4条の2繰下・一部改正)

(臨時収集の届出)

第5条 土地又は建物の占有者が、臨時に一般廃棄物(し尿に限る。)の収集を受けようとするときは、市長に届け出なければならない。

(昭48条例40・平5条例31・一部改正)

(一般廃棄物の自己処理)

第6条 土地又は建物の占有者で、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理する者は、その一般廃棄物を法第6条の2第2項及び第3項に定める基準に準じて、処理しなければならない。

(平5条例31・一部改正)

(多量の一般廃棄物)

第7条 法第6条の2第5項の規定により、市長が指示することができる多

量の事業系ごみ(し尿等を除く。)は、その事業系ごみの1日平均排出量が20キログラム以上又は一時的排出量が100キログラム以上のものとする。

(平5条例31・令4条例9・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料)

第8条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、土地又は建物の占有者から、一般廃棄物処理手数料(以下「処理手数料」という。)を徴収する。

- 2 処理手数料の種類、区分及び金額は、別表のとおりとする。
- 3 処理手数料を徴収する基礎となる数量は、市長の認定するところによる。
- 4 前項に規定するもののほか、処理手数料の徴収方法については、市長が定める。

(昭48条例40・平5条例31・平12条例2・平22条例33・一部改正)

第9条及び第10条 削除

(平5条例31)

(一般廃棄物収集運搬業等許可申請手数料)

第11条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは同条第4項の規定による一般廃棄物処分業又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、申請の際、次の区分による手数料(以下「許可申請手数料」という。)を納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 6,000円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 6,000円
- (3) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 6,000円

(昭51条例24・昭60条例23・平5条例31・平22条例33・一部改正)

(手数料の還付)

第12条 既に納付した処理手数料及び許可申請手数料は還付しない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平22条例33・追加)

(手数料の減免)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、処理手数料を減免することができる。

(平22条例33・旧第12条線下・一部改正)

(環境衛生巡視員)

第14条 市長は、一般廃棄物の処理に関する指導の職務並びに法第19条第1項(産業廃棄物に関する部分を除く。)及び浄化槽法第53条第2項の規定による立入検査を行わせるため、環境衛生巡視員を置く。

2 前項の環境衛生巡視員は、職員のうちから市長が任命する。

(平5条例31・平18条例47・一部改正、平22条例33・旧第13条線下)

(環境衛生審議会)

第15条 市長の諮問に応じ、廃棄物の処理及び清掃業務に関する重要事項を調査審議するため、瀬戸市環境衛生審議会を置く。

2 瀬戸市環境衛生審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、規則で定める。

(平22条例33・旧第14条線下・一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平22条例33・旧第15条線下)

附 則抄

- 1 この条例は、昭和47年7月1日から施行する。
- 2 瀬戸市清掃条例(昭和29年瀬戸市条例第19号)およびアス、窯くず等の処理に関する条例(昭和28年瀬戸市条例第13号)は、廃止する。

附 則(昭和48年12月25日条例第40号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月30日条例第15号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年9月30日条例第22号)

この条例は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月31日条例第24号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年9月30日条例第39号)

この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則(昭和52年9月30日条例第32号)

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則(昭和54年9月28日条例第23号)

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年12月26日条例第31号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年9月30日条例第26号)

この条例は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則(昭和58年9月30日条例第15号)

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則(昭和60年9月30日条例第23号)

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年9月30日条例第24号)

この条例は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則(平成2年3月31日条例第11号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月20日条例第26号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年12月24日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月26日条例第47号)抄

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月30日条例第33号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(平成25年12月26日条例第21号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月18日条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和5年9月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による市指定袋及び資源回収袋の作成その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による新条例別表の規定は、別表の改正規定の施行の日以後に市長が収集する一般廃棄物に係る手数料に適用し、同日前に市長が収集した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

(手数料の徴収)

- 4 前項の規定により別表の改正規定の施行の日以後に市長が収集する一般廃棄物(燃えるごみ及び燃えないごみに限る。)に係る手数料については、当該施行の日前においても新条例別表に規定する手数料を徴収することができる。

附 則(令和5年7月4日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和9年10月1日条例第●●号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第8条関係)

(平5条例31・全改、平9条例5・平22条例33・平25条例21・令元
条例3・令4条例9・令5条例19・令9条例●●一部改正)

種類	区分	金額
し尿	定額制	1人につき月額 440円
		1世帯につき月額 314円
	従量制	20リットルにつき 225円
	臨時	1回につき 655円
燃えるごみ		45リットルの市指定袋1枚に つき 18円
		30リットルの市指定袋1枚に つき 16円
		20リットルの市指定袋1枚に つき 14円
燃えないごみ		40リットルの市指定袋1枚に つき 25円
		20リットルの市指定袋1枚に つき 18円
粗大ごみ		1個につき 840円
<u>資源物</u>		<u>45リットルの市指定袋1枚に</u> <u>つき 18円</u>

表の書式変更

		<u>30リットルの市指定袋1枚に</u> <u>つき 16円</u>
--	--	--

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 2.4 字

備考 し尿(従量制に限る。)の手数料を算出する基礎となる数量が20リットル未満のとき、又はその総量に20リットル未満の端数があるときは、その数量を20リットルとして計算する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項及び瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年瀬戸市条例第 9 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき令和 8 年度瀬戸市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

瀬戸市長 川本 雅之

令和 8 年度瀬戸市一般廃棄物処理実施計画

第 1 ごみ処理実施計画

1 年間排出量見込み

区分	総量
ごみ	35,209 t/年

2 一般廃棄物の排出抑制及び資源化のための方策

(1) 発生抑制の行動促進

- ア ごみを出さない消費行動の考え方の普及・啓発
- イ フードバンクなどの活用
- ウ 事業者との連携
- エ 環境教育、人材育成の場の提供

(2) リサイクルの推進

- ア 媒体を最大限に活用した啓発資料の充実
 - (ア) 発火性危険物の混入に対する周知・啓発の強化
- イ 資源回収拠点の新設の検討
- ウ 官民連携による資源物回収コンテナの追加設置検討
- エ リサイクル技術の進歩や生活スタイルの変化に合わせた資源回収体制の見直し
- オ 「プラスチック資源」（プラスチック製品を含む）の分別収集の検討
- カ 資源化の方法の検討
 - (ア) 燃えないごみの一部先行的な資源化の検討
- キ 回収体制の変更や品目拡大に伴うルールの整備・啓発

(3) 適正処理体制の確保

- ア 分別ルールに関する事業者への啓発・指導
- イ 家庭系ごみの減量状況の分析、制度の内容と効果の点検、評価
- ウ 蛍光管の拠点収集の実施
- エ ごみ処理手数料を含めた制度の見直し
 - (ア) 適正な一般廃棄物処理手数料の検証
 - (イ) 資源物指定袋の条例化の検討

3 一般廃棄物の種類ごとの分別の区分及び処理に関する事項

(1) ごみ及び資源物（動物の死体及び在宅医療系一般廃棄物（鋭利なもの）を除く。）

家庭から排出されるごみ（以下「家庭系ごみ」という。）は、排出者が18品目に分別し、市が収集する。その内、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ及び破砕不適物は尾張東部衛生組合へ、資源物は民間事業者の施設へ運搬し、中間処理を経て再生処理又は最終処分をする。

事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）の全ては、排出者の責任において適正に処理することを原則とし、市は収集しない。また、排出者はごみの減量、分別の徹底及び資源化に取り組むこととし、排出者が処理できない場合には、市の一般廃棄物収集運搬業許可業者へ収集、運搬を委託し、尾張東部衛生組合において中間処理及び最終処分をする。

① 収集、運搬計画

ア 分別の区分及び処理方法

区分		量(t)	処理主体	収集方法 排出方法	収集回数	運搬先	
家庭系 ごみ	【1】 燃えるごみ	21,091	市（委託） /排出者及 び許可業 者	ステーション方式 市指定袋 任意形式で直接持込可	週2回	尾張東部衛生組合	
	【2】 燃えないごみ	645		戸別方式 市指定袋 任意形式で直接持込可	不定期		
	【3】 粗大ごみ・破砕不適物	565		戸別方式 粗大ごみ処理券貼付 任意形式で直接持込可			
	資源物	【4】 びん	548	市（委託）	ステーション方式 及び拠点方式	月2回	循環資源㈱
		【5】 缶	185				民間事業者
		【6】 ペットボトル	301				民間事業者
		【7】 発火性危険物 <small>(加熱式・電子たばこ、充電式シェーバー、 モバイルバッテリー、スマートフォン、タ ブレット、充電式電池、使用済み使い捨て ライター、スプレー缶)</small>	44				民間事業者 尾張東部衛生組合
		【8】 紙類	2,012	市（委託）	ステーション方式 及び拠点方式 市指定袋 (紙類はミックス ペーパーのみ)	月2回	民間事業者
		【9】 古布	329				民間事業者
		【10】 プラスチック製容器包装	700				㈱岩田清掃工場
		【11】 剪定枝・草・竹	331	市（委託）	戸別方式 及び拠点方式	不定期 随時	民間事業者
		【12】 ペットボトルキャップ	3	市（委託）	拠点方式	随時	特定非営利活動法 人曖
		【13】 廃油	2	市（委託）	拠点方式	随時	民間事業者

区分		量(t)	処理主体	収集方法 排出方法	収集 回数	運搬先
	【14】 小型家電	87	市 (委託)	拠点方式	随時	民間事業者
	【15】 金属製調理器具	10	市 (委託)	拠点方式	随時	民間事業者
	【16】 乾電池	25	市 (直営)	拠点方式	随時	尾張東部衛生組合
	【17】 羽毛布団	0.03	市 (委託)	拠点方式	随時	民間事業者
	団体回収 (紙・古布・アルミ缶等)	1,468	民間 事業者		随時	引取又は 再生事業者
有害 ごみ	【18】 水銀廃棄物	0.1	市 (直営)	拠点方式	随時	尾張東部衛生組合
事業系 ごみ	一般廃棄物	6,597	許可業者			尾張東部衛生組合
	食品廃棄物	184	排出者 許可業者			民間事業者
		2	排出者 許可業者			民間事業者
	一般廃棄物 (木くず等)	80	排出者 許可業者			民間事業者
合計		35,209				

イ 市で収集しないごみと処理方法 (不法投棄物を処理する場合を除く。)

区分	処理主体	運搬先
特定家庭用機器再商品化法対象機器 (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)	排出者 許可業者 販売業者	家電リサイクル品指定引取場所
資源の有効な利用の促進に関する法律に規定するパーソナルコンピューター	排出者 許可業者 販売業者	製造業者 一般社団法人パソコン3R推進協会 リネットジャパンリサイクル株式会社
引越し等による一時的な多量のごみ	排出者 許可業者	尾張東部衛生組合 (燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ)
動物の死体	排出者	瀬戸市斎苑
在宅医療系一般廃棄物 (鋭利なもの)	排出者	尾張東部衛生組合 医療機関
事業活動に伴って排出される一般廃棄物	排出者 許可業者	尾張東部衛生組合 (自己搬入は、紙くず・木くず・生ごみ・繊維くずのみ)

② 中間処理計画

ア 広域組合 (瀬戸市・尾張旭市・長久手市) 施設 (尾張東部衛生組合) で処理するごみ

区分	量(t)	処理主体	所在地	処理方法	
家庭系 ごみ	燃えるごみ	21,091	尾張東部衛生組合	尾張旭市晴丘町東 33-1	焼却
	燃えないごみ	645	尾張東部衛生組合	尾張旭市晴丘町東 33-1	破碎・焼却金属類資源化
	粗大ごみ	550	尾張東部衛生組合	尾張旭市晴丘町東 33-1	破碎・焼却金属類資源化
	破碎不適物	15	尾張東部衛生組合	尾張旭市晴丘町東 33-1	選別・積替保管

区分		量(t)	処理主体	所在地	処理方法
事業系ごみ	一般廃棄物	6,597	尾張東部衛生組合	尾張旭市晴丘町東 33-1	焼却

イ 市及び民間の施設で処理（資源化）するごみ

区分		量(t)	処理主体	処理施設	所在地	処理方法	成果品の処理方法	
家庭系ごみ	資源物	びん	90	民間			積替保管	再生事業者等へ引き渡し
		缶・発火性危険物のうちスプレー缶	41	民間			選別・圧縮梱包・積替保管	再生事業者等へ引き渡し
		ペットボトル	301	民間			選別・圧縮梱包・積替保管	再生事業者等へ引き渡し
		紙類・古布	2,341	民間			選別・圧縮梱包・積替保管	再生事業者等へ引き渡し
		プラスチック製容器包装	700	民間			選別・圧縮梱包・積替保管	再生事業者等へ引き渡し
		金属製調理器具	10	民間			選別・積換保管	再生事業者等へ引き渡し

ウ 市外に運搬し処理するごみ

区分		量(t)	処理主体	処理施設	所在地	処理方法	
家庭系ごみ	資源物	びん	458	民間	循環資源㈱	豊田市貝津町西向畑 7 番 24	選別・積替保管後、再生事業者等へ引き渡し
		剪定枝・草・竹	331	民間	㈱山田林業	岐阜県多治見市廿原町字北ノ洞 92-1	破碎（チップ・堆肥化）
		ペットボトルキャップ	3	民間	特定非営利活動法人暖	土岐市肥田町浅野 799	再生事業者等へ引き渡し
		廃油	2	民間	浜田化学㈱	小牧市藤島町中島 18	再生事業者等へ引き渡し
		小型家電	87	民間	トヨキン㈱	豊田市鴻ノ巣町 3-33	選別・積替保管後、再生事業者等へ引き渡し
		乾電池	25	尾張東部衛生組合	尾張東部衛生組合	尾張旭市晴丘町東 33-1	積替保管後、再生事業者等へ引き渡し
		羽毛布団	0.03	民間	㈱丸八真綿	静岡県袋井市中新田 1710	再生（羽毛）
有害ごみ	水銀廃棄物	0.1	尾張東部衛生組合	尾張東部衛生組合	尾張旭市晴丘町東 33-1	積替保管後、再生事業者等へ引き渡し	

区分		量(t)	処理主体	処理施設	所在地	処理方法
事業系ごみ	食品廃棄物	184	民間	中部有機リサイクル(株)	名古屋市守山区 花咲台 2-1102	飼料化
		2.2	民間	オオブユニティ(株)	大府市北崎町駒場 88	バイオガス化
	木くず等	80	民間	名古屋港木材倉庫(株)	名古屋市南区加福本通 2-2-2	破碎(チップ、 堆肥化)

エ 市外から運搬されて処理するごみ

区分		量(t)	処理主体	処理施設	所在地	処理方法
家庭系ごみ	プラスチック製 容器包装	746	民間			選別・圧縮梱 包・積替保管

③ 最終処分計画

瀬戸市から発生する家庭系及び事業系ごみを尾張東部衛生組合で中間処理した後、焼却灰及び不燃性破碎残渣を尾張東部衛生組合一般廃棄物最終処分場及び公益財団法人愛知臨海環境整備センター等において埋立処分する。

区分	量(t)	処理主体	処理施設	所在地
焼却灰	840	尾張東部衛生組合	尾張東部衛生組合一般廃棄物最終処分場	北丘町 296
	1,890	尾張東部衛生組合	公益財団法人愛知臨海環境整備センター最終処分場	知多郡武豊町字三号地 1
	229	尾張東部衛生組合	株式会社南都興産	奈良県御所市大字重阪 329
	159	尾張東部衛生組合	三重中央開発株式会社三重リサイクルセンター	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713
	140	尾張東部衛生組合	エコシステム花岡株式会社第2最終処分場	秋田県大館市花岡町字滝ノ沢 82 番 1
不燃性破碎残渣	220	尾張東部衛生組合	尾張東部衛生組合一般廃棄物最終処分場	北丘町 296
破碎不適物	15	尾張東部衛生組合	尾張東部衛生組合一般廃棄物最終処分場	北丘町 296

(2) 動物の死体収集、運搬及び処理計画

区分	収集対象	処理方法
動物の死体	市内全域	市又は排出者が斎苑へ運搬し、火葬により処分する。

4 一般廃棄物に関連する公共施設

名称	所在地	敷地面積	機能	処理能力
資源リサイクルセンター	東吉田町 2-1	2,760 m ²	資源物の直接搬入受入施設	
尾張東部衛生組合	尾張旭市晴丘町東 33-1	18,976 m ²	ごみ焼却・破碎処理施設	焼却能力 300t/日 破碎能力 50t/日
尾張東部衛生組合一般廃棄物最終処分場	北丘町 296	50,600 m ² 埋立面積 21,000 m ²	一般廃棄物最終処分(埋立)施設	埋立容積 200,000m ³ 埋立開始平成 14 年 4 月 埋立終了予定令和 29 年 4 月
瀬戸市クリーンセンター	西山路町 1	34,892 m ²	収集関連施設(一部資源物の受入実施)	

5 一般廃棄物の処理に関し必要な事項

ごみ及び資源物

① 収集運搬及び中間処理委託業者

委託業務	名称	所在地
燃えるごみ収集運搬	(株)岩田清掃	山の田町 43-303
	ホームメックス(株) 瀬戸支店	紺屋田町 84-5
	(株)尾東	川北町 1-97
びん・缶・ペットボトル収集運搬	(株)尾東	川北町 1-97
紙類・布類収集運搬	(株)アイチ衛生	幡野町 2
	(株)尾東	川北町 1-97
プラスチック製容器包装収集運搬	民間事業者	
	民間事業者	
剪定枝・竹・草収集運搬	民間事業者	
	民間事業者	
ペットボトル圧縮梱包処理	民間事業者	
プラスチック製容器包装圧縮梱包処理	(株)岩田清掃	山の田町 43-403
びん選別処理	循環資源(株)	豊田市貝津町西向畑 7 番 24
乾電池処理・水銀廃棄物処理	尾張東部衛生組合	尾張旭市晴丘町東 33-1

② 一般廃棄物収集運搬業許可業者

名称	所在地	備考
(有)アイサン	南山口町 640	尾張東地方卸売市場内限定
(有)浅井商店	山口町 309 ベルセ山口町 207 号	
(株)岩田清掃	山の田町 43-303	
(株)エコロダイワ	尾張旭市大塚町 2-7-21	
大橋運輸(株)	西松山町 2-260	引越・遺品整理業務限定
(有)コスモテクノ	五位塚町 11-37	
三和清掃(株)	元町 1 丁目 20 アークコート 1 103 号	
フジ建設(株)	太子町 79-3	
ホームメックス(株)	紺屋田町 84-5	
(株)丸周	台六町 533	
(株)宮崎	穴田町 969	紙類のみ

※ ②に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の規定による許可については、現状の市内の一般廃棄物排出量を上記に示す 1 2 社の収集運搬体制・処理体制を勘案すると、今後、一般廃棄物排出量の大幅な増加、取扱品目の拡大により適正な処理体制確保ができないことや、社会構造・市民ニーズの変化に伴って既存の収集体制では網羅できない分野が生じる等、特に必要がある場合を除き、新規に許可しないものとする。

第2 生活排水処理実施計画

1 年間排出量見込み

区分	総量 (kl)
し尿	2, 249
浄化槽汚泥	25, 764
合計	28, 013

2 し尿及び浄化槽汚泥の種類ごとの処理に関する事項

家庭から排出されるし尿は、市が収集を行い、瀬戸市クリーンセンターへ運搬し、高負荷脱窒素処理による中間処理を行った後、民間事業者の施設へ運搬し再生処理を行う。

家庭から排出される浄化槽汚泥及び事業活動に伴って排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、一般廃棄物(し尿)収集運搬業許可業者が収集を行い、家庭から排出されるし尿と同様の処理を行う。

(1) 収集、運搬計画

区分		処理主体	収集回数	運搬先
家庭系	し尿	市(委託)	原則25日間隔	瀬戸市クリーンセンター
	浄化槽汚泥	許可業者	随時	
事業系	し尿	許可業者	随時	
	浄化槽汚泥	許可業者	随時	

(2) 中間処理計画

区分		処理主体	処理施設	所在地	処理方法	処理残渣等 運搬先
家庭系	し尿	市(直営)	瀬戸市クリーンセンター	西山路町1	高負荷脱窒素処理	三重中央開発(株)
	浄化槽汚泥					
事業系	し尿					
	浄化槽汚泥					

(3) 最終処分計画

区分	量 (t)	処理主体	処理施設	所在地
脱水汚泥及びし渣汚泥	424	三重中央開発(株)	三重リサイクルセンター	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713

3 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関連する公共施設

名称	所在地	敷地面積	機能	処理能力
瀬戸市クリーンセンター	西山路町1	34, 892 m ²	し尿及び浄化槽汚泥の中間処理	125kl/日

4 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関し必要な事項

(1) し尿収集運搬委託業者

名称	所在地
(株)アイチ衛生	幡野町 2
(株)尾東	川北町 1-97
(有)品野衛生社	品野町 8-75

(2) し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業許可業者

名称	所在地
(株)アイチ衛生	幡野町 2
(株)尾東	川北町 1-97
(有)品野衛生社	品野町 8-75

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業の許可については、現状の市内の一般廃棄物排出量と上記に示す3社の収集運搬体制を勘案すると、今後、一般廃棄物排出量の大幅な増加、取扱品目の拡大により適正な処理体制確保ができない等、特に必要がある場合を除き、新規に許可を出さないものとする。